

ベルリン州
犯罪被害者支援官

ドイツにおける犯罪被害者の権利

- 日本国籍保有者のために -

ベルリン州犯罪被害者支援官
弁護士 ローラント・ヴェーバー
Salzburger Strasse 21 - 25
10825 Berlin
Tel. 030 9013-3454
info@opferbeauftragter.berlin.de

ドイツにおける犯罪被害者の権利

– 日本国籍保有者のために –

目次

はじめに.....	4
刑事手続における権利.....	5
I. 公訴参加.....	5
1. 公訴参加人の資格.....	5
2. 公訴参加の申出.....	5
3. 公訴参加人の権限.....	5
4. 費用負担.....	5
5. 公訴参加が許されない場合.....	6
II. 弁護士による証人付添い.....	6
1. 証人付添いを受ける権利.....	6
2. 証人付添い弁護士の権限.....	6
3. 費用負担.....	7
犯罪被害者への財産権上の保護.....	8
I. 加害者に対する被害者の請求権.....	8
A. 損害賠償と慰謝料.....	8
1. 民事裁判.....	8
2. 刑事裁判.....	8
a) 附帯私訴.....	8
b) 加害者と被害者の和解.....	9
c) 被害者基金.....	9
B. ドイツ外のEU加盟国における執行.....	10
C. 日本における執行.....	10
II. 第三者に対する被害者の請求権.....	11
A. 被害者補償法.....	11

1. ドイツで生じた犯罪行為	11
a) 前提条件	11
b) 給付の範囲	12
c) 請求権者	12
d) 申請	14
e) 参考：交通事故被害者支援	14
2. ドイツ外の EU 加盟国で生じた犯罪行為	14
a) ドイツの支援機関	14
b) 被害者補償法第 3 条 a による請求権	15
3. ドイツ被害者補償法に従った、日本国籍保有者の請求権のまとめ	16
a) シナリオ：犯行現場がドイツ国内の場合	16
b) シナリオ：犯行現場がドイツ国外の場合	16
B. 法定事故保険 (Gesetzliche Unfallversicherung)	17
1. 事故金庫 (Unfallkasse)	17
2. 職業協同組合 (Berufsgenossenschaft)	17
III. その他の第三者からの支援	17
A. 連邦司法庁	17
B. 被害者支援組織（ドイツ）	18
C. 被害者支援組織（EU）	18
1. EU 司法ポータルサイト	19
2. Victim Support Europe (欧州犯罪被害者支援)	19

はじめに

ドイツにおいて犯罪の被害者、とりわけ暴力犯罪の被害者には、刑事手続上の権利と、財産権上の請求権がある。

刑事手続においては、基本的には加害者に焦点が当てられるため、ともすると犯罪被害者の利益は、十分に考慮されない危険が生じる。この問題に対処すべく、刑事訴訟法（StPO）は、被害者が任意に行使できる幅広い権利を認めている。例えば被害者は、いわゆる公訴参加人として刑事手続に加わり、また、証言を行う際に、弁護士に付添いを依頼し、補助を受けることができる（I参照）。

被害者は、加害者に対する財産権上の直接請求権を有するほか、損害填補請求権を行使することもできる。この背景には、自ら生じさせた損害を弁償可能な加害者は稀にしかいないという現実がある。そこで立法者は、事件の状況に応じ、被害者に様々な根拠に基づく請求権を付与することとした（II参照）。

さらにドイツには、法律上の給付請求権を伴わないものの、被害者を金銭的に補償する様々なシステムがある（III参照）。

EUの統合が進むにつれ、いまでは全EU加盟国において犯罪被害者の権利が認められる。犯罪被害者がドイツに居住する場合には、国籍を問わず、ドイツからその権利を行使することができる（IIおよびIII参照）。

以下の記述は、ベルリン州犯罪被害者支援官ローラント・ヴェーバー弁護士、およびベルリン州犯罪被害者支援官助手ヴィオラ・フォン・ブラウン弁護士（LL.M）が、2017年7月現在のドイツ連邦共和国における現行法を基に執筆した。

刑事手続における権利

暴力犯罪の被害者には、刑事手続において特別な権利が付与されている。被害者は、公訴参加人として、つまり当事者として刑事手続に加わり、また、証言を行う際に、弁護士の付添いを受けることができる。この権利は、刑事訴訟法第395条以下、また第68条bに規定されている。

I. 公訴参加

1. 公訴参加人の資格

刑事訴訟法第395条に規定される、例えば、強姦、謀殺、故殺、人身売買等の犯罪行為による被害者は、公訴参加人として刑事手続に参加することが可能である。同様の権利は、子供、配偶者、事実婚上のパートナーを失った遺族にも付与される。

その他の犯罪、例えば侮辱、過失傷害、凶器を伴う窃盗、強盗などの場合は、その行為の結果が重大であったなど、被害者の公訴参加が特別な理由により望ましいと認められる場合にこれが許される（刑事訴訟法第395条第3項参照）。

2. 公訴参加の申出

公訴参加は、公訴参加の申出により行われる。申出は書面により、検察あるいは裁判所に提出されなければならない。手続の進捗状況を問わず、いつでも公訴参加は可能である。

3. 公訴参加人の権限

公訴参加人には、とりわけ、以下の権限がある。

- ・記録の閲覧権（刑事訴訟法第406条e参照）
- ・公判への出席権
- ・裁判官や鑑定者の忌避申立権
- ・発問権
- ・裁判長の命令及び発問に対する異議申立権
- ・証拠調べの請求権
- ・最終意見陳述権（刑事訴訟法第397条以下参照）
- ・限定的な上訴権（刑事訴訟法第400条、401条参照）

4. 費用負担

国による費用負担の有無は、罪種、被害者の年齢あるいは成熟度、又はその両方、犯罪行為の結果により判断される（刑事訴訟法第397条a参照）。以下の場合、公訴参加人付添いとしての弁護人選任に係る費用は国により負担される。すなわち、公訴参加人が、

- 強姦、性的強要、人身売買、謀殺、故殺による被害に遭った場合、
- 重い傷害、人身略取、強盗、人質犯罪等のような犯罪の被害に遭い、かつ、その犯罪行為により、被害者に重篤な身体上若しくは精神上の損害が生じた場合、又は
- 例えは、保護を要する者あるいは少年が、性的いたずら、虐待、遺棄、又は重い傷害の被害に遭い、かつ、この者が満18歳に達していないか、自己の利益を自ら守ることができない者である場合。

これらの条件が満たされなくとも、被害者が経済的に困窮している場合、自らの利益を十分に守ることができない場合、又はそれが期待できない場合には、申請により訴訟費用の扶助を受けられる場合がある（刑事訴訟法第397条a第2項参照）。弁護士費用の他、被害者の尋問を行う裁判所の期日のために生じる宿泊費と交通費の扶助を受けることができる。

5. 公訴参加が許されない場合

加害者が犯行時に少年であり、かつ、少年裁判所法第80条第3項の条件を満たさない場合には、公訴参加はできない。同法に従い公訴参加人として手続参加できるのは、例えは、生命、身体の完全性、性的自己決定権に対する犯罪行為、人身略取（被害者に重大な身体上、精神上の損害が生じた場合）又は強盗致死の被害者等のみである。刑事手続に複数の被疑者被告人がおり、うち一人が少年である場合には、公訴参加は原則として可能である。その場合の公訴参加の申出は、少年に対しては効力を生じない。

II. 弁護士による証人付添い

1. 証人付添いを受ける権利

裁判官、検察官、又は警察による尋問、あるいは面通しに召喚されるあらゆる証人には、弁護士に付添いを依頼する権利がある。

2. 証人付添い弁護士の権限

証人付添い弁護士は、証人自身と同様の手続上の権利を有する。

- 証人尋問中の出席権
- 証言の不備や誤解の回避
- 様々な制限付きの参加権、とりわけ
 - 証言拒絶権（刑事訴訟法第52条以下）
 - 情報提供拒絶権（刑事訴訟法第55条）
 - 裁判官による命令に対する異議申立権（刑事訴訟法第238条第2項参照）
並びに許容されない質問に対する異議申立権（刑事訴訟法第242条参照）及び
 - 裁判非公開の申立権。例えば、性的自己決定権、生命、人身の自由、保護を要する者の虐待に対する犯罪の手続において、証人が18歳以下である場合（裁判所構成法第171条b第1項、第2項、第174条第1項1文参照）。

証人付添い弁護士は、公訴参加人とは異なり、手続参加者ではないため、その権限は公訴参加人に比べ遙かに制限される。例えば、

- 記録閲覧権はない。
- 記録の一部を入手することによる、「情報的」証言準備は行えない。
- 独自の申請権はなく、証人に申請をすべく助言することが許されるのみ。
- 証言の際、証人を代理できない。
- 尋問調書の写しの請求権はない。
- 尋問の前後の立会権はない。

3. 費用負担

弁護士による証人付添いが、単に証人の利益に資するにとどまらない場合には、弁護士費用は国庫が負担する。例えば、

- 特に保護を必要とする証人について。例えば、「不器用であったり、怯えている、又はその他の理由により、うまく口を開くことの出来ない証人」や、特に、証人に圧力がかけられる恐れがある場合
- 自分の権限を自ら行使できない証人の場合。例えば、証人となる被害者が子供あるいは少年である場合
- 法律上、又は事実上、困難な状況に置かれ、自らの手続上の権利を適切に行使できない証人の場合¹

¹ Meyer-Grossner-Schmitt、刑事訴訟法コメントール、2016年

しかし、前提条件が厳しいため、証人付添い弁護士の費用が国によって負担されないことは稀ではない。

犯罪被害者への財産権上の保護

I. 加害者に対する被害者の請求権

A. 損害賠償と慰謝料

1. 民事裁判

原則として、被害者は誰でも、民事訴訟により、加害者に対する損害賠償請求権及び慰謝料請求権を行使することができる。裁判所管轄は、民事訴訟法第32条に従い、違法行為が生じた場所すなわち犯罪地により定まる。金額が5千ユーロまでの請求権については、裁判所構成法第23条により、区裁判所の管轄となる。請求額がそれを超える場合には、地方裁判所の管轄である。区裁判所での手続には弁護士強制はないが、地方裁判所においては、民事訴訟法第78条により弁護士強制となる。民法典における時効規定が改正され、生命、身体、健康、自由、性的自己決定権を故意に侵害する犯罪から生じる損害賠償請求権は、民法典第197条に基づき、30年をもって時効が成立する。

2. 刑事裁判

a) 附帯私訴

刑事訴訟法第403条以下において、いわゆる附帯私訴が規定されている。これにより、加害者が犯行時に満18歳以上であれば、被害者又はその相続人は、刑事手続において直ちに財産権上の請求権を行使することができる。

申立ては口頭あるいは書面により、最終弁論の開始までに行うことができる。その形式と内容は、民事手続上の訴え提起の条件に合致するものでなければならない。被害者に自身の損害範囲が未だ明確でない場合、その確定を求める申立て認められる。被害者が慰謝料請求権を行使する場合、請求金額を呈示する必要はない。裁判所において、適正な金額が決定されることとなる。

しかしながら、判決が下るのは、専ら、被告人が犯罪行為について有罪と認められた場合、又は、被告人に改善と保安の処分が下った場合のみである。裁

判所は、請求の原因、あるいは請求権の一部に限定した決定を下すことができる。刑事裁判所はまた、附帯私訴の申立てが、刑事手続における処理に適さない場合には、これを認めないこともできる。しかしそれは、慰謝料請求権については該当しない。慰謝料については、申立てに根拠があり適法ならば、刑事裁判所は判断しなければならない。

司法実務では、この手続が和解に終ることが少なくない。これは、被告人の多くが要求を十分に満たすことのできる状況にないため、分割支払いなどの合意がなされることとも関連している。執行には、再び民法上の一般的な規定が適用される。

b) 加害者と被害者の和解

加害者と被害者の和解を求める法的請求権は存在しない。しかしそれはどの時点であっても可能である。加害者と被害者は、常に自由意思でこのプロセスに参加する所以なければならない。ここには、加害者と被害者が協働する可能性が設けられているのであり、争いに終止符を打つか、少なくとも加害者が被害者との和解について尽力する可能性、そして量刑の緩和につながる可能性もある。これについては、刑事訴訟法第155条a、第155条b、刑法第46条aが規定している。

その目標は以下のとおり。

- 争いの当事者が、個々の心の平安を取り戻すべく、能動的に出来事を見直し、回復に努めること。
- 物質的、非物質的な損害の回復に向けた道を模索すること。その際、被害者は、被害の回復についての自分の考えを表明し、加害者とともに、能動的に、満足のいく解決策を見つけることが可能である。

c) 被害者基金

加害者の多くには、まったく資力がない。しかし特に若者やあるいは若年成人が加害者となった場合、彼らに、自らの行為に対する実際的な責任を負わせることには意味がある。そこで、幾つかの連邦州は、被害者基金を設立している。これにより裁判所は、加害者に公益施設における一定時間の労働による償いを命ずることが可能となる。その労働対価分が基金から被害者に送金される。

基金は、他の手続において、支払能力のある加害者が判決に応じて支払った過料をその資金としている。

B. ドイツ外の EU 加盟国における執行

ドイツの裁判所の判決は、2015年1月10日以降、ドイツ国外であってもEU域内においては直接に執行されることとなった。承認手続はしたがって不要である。すでに2005年以降、争いのない債務名義に関するEU指令805/2004に従い、決定を下した裁判所による「EU執行名義としての追認」を以て、EU全土における執行の十分な根拠とみなされてきた。EU指令1215/2015の発効により、訴訟手続の判決も、あるEU加盟国で下ったものは、他の加盟国においても直接に執行され得るものとなった。

C. 日本における執行

外国裁判所の判決を日本において承認し執行することは、以下のような一定の前提条件が満たされていれば可能である（日本国民事訴訟法第118条）。²

1. 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
2. 外国裁判所の判決が確定していること。
3. 敗訴の日本人被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと。
4. 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
5. 相互の保証があること。

外国裁判所の判決が承認される場合、日本において、執行判決がなされれば、これにより、外国裁判所による判決の執行力は拘束力を持つ（日本国民事執行法第24条）。

1987年以降、日独間には相互保証があるものと見なされ、ドイツの裁判所の決定は、日本においては原則的に執行され得る。しかし、外国裁判所の判決の

²さらなる情報として参照されたい。Katja Schwenzfeier著、「金銭債権の執行を、EUの例としてオランダに、EU外の例として日本を見る。」(DGZV 2004, Nr.7/8)以下のウェブサイトからダウンロード可能:
<http://rsw.beck.de/docs/librariesprovider60/default-document-library/2004/dgzv-heft-7-8-2004.pdf?sfvrsn=2>.

承認と執行は、簡単ではない。先例はあまりないというのが日本にあるドイツの在外公館の弁である³。

II. 第三者に対する被害者の請求権

A. 被害者補償法

1. ドイツで生じた犯罪行為

暴力行為により、健康上の損害を被った者が、被害者補償法の前提条件を満たす場合には、医療上の援助と金銭的な扶助を受けられる。死亡事案では、遺族が請求権行使することが可能である。しかしながら、所有物や財産に対する損害は、身に着けていた眼鏡や義歯を含む介助ツールを例外として、補償されない。慰謝料の請求権はない。

a) 前提条件

被害者補償の請求権の要件は、以下のとおり。

- 故意による、
- 違法な、
- 暴力行為により、
- 健康上の損害が生じ、
- 犯罪行為と損害の間に因果関係があること。

故意による、違法な暴力行為という定義は、通常暴力犯罪の意味で理解される犯罪行為を示す。しかしながら、ここでは刑法上の故意の概念の明記によって、過失犯罪との境界が設けられていると理解すべきことに留意されたい。つまり、故意、という言葉により、客観的犯罪構成要件の実現についての認識と意図があったと理解される。

違法という概念は、加害者が、自らの行為によって、自らを法秩序に反立させたのでなければならない、ということを示している。従って、正当防衛のために行為する者は、客観的には犯罪構成要件を満たし、主観的には傷害を意図した（故意）かもしれないが、例えば自らの生命を守るためにあれば正当化され、違法に行為したものとはならない。

³ 在日本ドイツ大使館、日本の法律について、以下からダウンロード可能：
<http://www.japan.diplo.de/Vertretung/japan/de/03-Konsularisches-Recht-und-Visa/Recht/Japanisches-Recht.html#topic21>.

重要なのは、刑法上常に求められる、主観的な責任要素（メルクマール）は、ここでは必要がないという事実である。加害者が有責性を欠くという理由で、被害者補償法に基づく請求権が排除されるものではない。精神疾患の発作により第三者に重度の傷害を与えた行為者は、刑法上は責任能力を欠き無罪であるかもしれない。しかし被害者の補償請求権が、そのことによって認められないということにはならない。つまり、加害者が自らの不正を理解できる状況にある必要はないのである。

b) 給付の範囲

被害者は、故意による、違法な暴力行為から生じた健康上の全損害について補償給付を受けることができる。請求権は、精神衛生上の障害にも適用される。

以下の給付は、実務では大きな意味を持つ。

- 医学的治療、理学療法
- 治療手段、介助ツール（医薬品、義歯、義肢）
- 被害者年金、補填年金
- 職業上の損害の補償
- 遺族に対する扶助
- 葬儀補助

c) 請求権者

請求権者は、ドイツ国内、若しくはドイツ籍の船舶か航空機内において、故意による、違法な暴力行為により、若しくはそこからの正当な防衛を通じて、健康上の損害を被った者、若しくは健康上の損害を被ったことにより死亡した者の遺族であり、かつ、ドイツ国籍を有する者である。

一定の条件を満たす外国人にも、被害者補償法に基づく請求権が付与されている。詳細は、被害者補償法第1条第4項から第7項を参照されたい。滞在期間に応じて、給付のレベルが異なる。

1. 被害者補償法第1条第4項および第5項1号によれば、いわゆる「優遇措置を受ける」外国人として、滞在期間を問わずドイツ国籍者と同じ請求権を有するのは、その外国人が、

- EU加盟国の国籍保有者である場合、
- ドイツ人と同等の扱いを義務付けるEU法規が準用される国の国籍保有者である場合（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイ）、

- 相互の保証がある場合。つまり、当該外国人が国籍を有する国の法律に従って、同等の補償が受けられる場合。この場合の相互の保証とは、国による被害者補償制度が存在し、暴力行為の結果に対して、ドイツ被害者補償法に相当する給付が受けられること。国による給付が、あらゆる観点から両国で同一である必要はない。しかし、一定の最低水準は担保されていなければならない。中核において給付が同等レベルであることが前提条件となる。これは、各裁判所が確認する⁴。この規則は、大きな意味を持たない。これが適用されるのは、ノルウェイ、カナダの2州（ブリティッシュコロンビア、オンタリオ）、米国の2州（メリーランド、オハイオ）のみである。
- 又は、3年以上、継続してドイツに滞在した者である場合。

留意点：したがって、少なくとも3年間、ドイツにおいて就業等のため、継続的にドイツに滞在した日本人も請求権者の対象となる。

2. いわゆる「その他の」外国人が、被害者補償法第1条第5項2文および第6項に従い、例えば基礎年金や治療等、所得に左右されない給付に限定して請求権を持つのは、

- 当該の外国人が、適法に、6か月以上3年以下の期間、ドイツに継続して滞在する予定であった⁵場合。又は
- 単に一時的に、1日以上6か月以下の期間で、適法に、ドイツに滞在し（いわゆる「訪問滞在」）、かつ
 - ドイツ国籍保有者又は継続してドイツに生活している外国人の、三親等以内の血縁者（兄弟姉妹、姪、甥、叔（伯）父、叔（伯）母、配偶者）である場合、若しくは
 - 1983年11月24日付の、暴力被害者補償に関わる欧州協定締約国の国民である場合。EU加盟国の他には、アゼルバイジャン、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、モンテネグロが締約国。⁶

留意点：ドイツに少なくとも6か月（しかし3年を超える）生活している日本人、又は、ドイツで継続的に生活する親族を訪問する日本人が請求権者の対象となる。

3. 個別のケースにおいて、相応の滞在名義を持たない者（いわゆる「その他の外国人」）について、特別な苛酷状況が生じる場合には、苛酷状況緩和のための一次給付が下りる可能性がある（被害者補償法第10条b）。これは、傷害行為により重度の障害を負った者、つまり、傷害の結果、少なくとも障害レベル50%の障害を負った者にのみ与えられる。一時給付の金額決定にあたっては、滞在期間が考慮される。被害者補償法第1条第5項および第6項による給付に

⁴ Kunz他、被害者補償法コメントール、被害者補償法第一条、欄外番号109

⁵ Kunz他、被害者補償法コメントール、被害者補償法第一条、欄外番号115

⁶ 締約国は以下参照のこと。 <https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/19830334/index.html>

代えて、「その他の」外国人又は遺族が、ドイツを最終的に離れる場合に、一時金の請求権が生じる⁷。外国に居住する遺族にも、一時金の請求権がある。

留意点：日本人観光客あるいは商用出張者が請求権者の対象となる。

d) 申請

被害者は、犯罪の解明のため可能な限りの貢献をしなければならない。つまり実際には、告発せずに給付申請をしても通常は給付される見込みがない。申請は、それぞれ管轄の州の公的機関に対して行う。

越境事件においては、ドイツの支援機関が助言する（連絡先は文末参照）。

e) 参考：交通事故被害者支援

被害者補償法は、加害者が自動車やトレーラーによって生じさせた暴力行為には適用されない。そのような事件の被害者支援は、以下に申請することができる。

Verkehrsopferhilfe e. V.
Wilhelmstrasse 43
10117 Berlin
www.verkehrsopferhilfe.de

ここには、保険協会が補償基金を設立しており、人的損害事件一件につき750万ユーロを上限として給付する。被害者にとっては、給付の請求権が迅速に処理され、慰謝料請求権がある点が長所である。しかし、給付の上限が損害事件毎に設定されているため、被害者の人数は考慮されない点が短所となる。

2. ドイツ外のEU加盟国で生じた犯罪行為

a) ドイツの支援機関

2004年4月29日、ブリュッセルではEU指令2004/80/EGが成立し、すでに発効している。これにより、ドイツ国外であってもEU加盟国内で生じた暴力犯罪であれば、その全被害者が保護されることになった。EU全加盟国は、それぞれの国内で暴力の犠牲となった全被害者に対し、公平で相応の公的補償規則を設けるように義務付けられたからである。被害者は、普段滞在しているEU加盟国において、犯罪行為が生じた他のEU加盟国の法律に基づいた補償給付申請を行うことができる。こうして、加盟各国間で協力が行われている。

⁷ Kunz他、被害者補償法コメントアル、被害者補償法第一条、欄外番号128及び142

例：ドイツに普段滞在する日本人が、休暇中に訪問したスペインで暴力行為の被害者となった場合、スペインによる補償を、ドイツにおいて申請することができる。

ドイツの支援機関は、ドイツ連邦労働社会省内に設置されており、連絡先は以下のとおりである。

Bundesministerium für Arbeit und Soziales
Referat SER2
Rochusstrasse 1
53123 Bonn
電話 : +49-228 99527-0 ファックス : -4134
電子メール : DUB@bmas.bund.de

この機関の活動内容

- 被害者に対し、それぞれの国における補償を申請する可能性について情報提供する。その際、給付の前提条件や、手續の流れ、申請期限についての情報も供与する。
- 当該国の担当機関を特定し、その機関に申請を送付する。
- やり取りされる関係文書をそれぞれの国の言語に無償で翻訳する。
- 手續状況を把握し、進捗状況を被害者に情報提供する。

EU 各加盟国は、自国の補償法にのみ従って給付する。給付の範囲や金額は、ドイツ被害者補償法とは大きく異なり様々である。ドイツ被害者補償法に従つた申請を同時に提出した場合には、国外による給付は、ドイツ被害者補償法が認定する給付に算入される点に留意されたい。

b) 被害者補償法第 3 条 a による請求権

2009 年 7 月 1 日以降、ドイツ国籍保有者、ドイツ国籍保有者と同等の地位を有する EU 加盟国の国籍保有者や、少なくとも 3 年間ドイツで継続的に生活している外国人は、国外で故意による違法な暴力行為により被った健康被害についても、ドイツ被害者補償法により補償されるようになった。それは、被害者が、

1. 日常的に適法にドイツに滞在しており、かつ、

2. 犯行時には、6か月を超えることなく犯行の行われた地に一時的に滞在していた場合。

この場合は特に、心理セラピーを含む治療と医学的リハビリ給付、また健康障害の度合いにより金額が算定される、一時的な補償給付が行われる。それらの給付は、他の法定、民間の保険、厚生制度及びEU指令2004/80/EGに従った各国の補償に対して劣後の取り扱いとなる。従って、それら他の制度による補償分は、ドイツ被害者補償法に従った補償に算入される。⁸

遺族（配偶者および事実婚者、遺児、両親）も、暴力行為により被害者が死亡した場合には給付を受けることができる。

3. ドイツ被害者補償法に従った、日本国籍保有者の請求権のまとめ

（訳注：○は適用可、×は適用不可を意味する。）

a) シナリオ：犯行現場がドイツ国内の場合

日本人で、少なくとも3年前からドイツで生活してきた者⇒ドイツ被害者補償法（○）

日本人で、3年未満、6か月以上ドイツで生活してきた者⇒制限付きでドイツ被害者補償法（○）

日本人で、短期間（6か月未満）、ドイツの親族を訪問していた者⇒制限付きでドイツ被害者補償法（○）

日本人で、観光客又は商用出張者として訪独し、犯行により重度障害を被った者⇒ドイツ被害者補償法に従った一時金給付（○）

b) シナリオ：犯行現場がドイツ国外の場合

日本人で、少なくとも3年前からドイツで生活しており、一時的に、6か月以下の期間、ドイツ以外の外国に滞在している者：ドイツ被害者補償法（○）

日本人で、少なくとも3年前からドイツで生活しており、6か月以上に渡りドイツ以外の外国に滞在している者：ドイツ被害者補償法（×）

日本人で、ドイツでの生活が3年未満である者⇒ドイツ被害者補償法（×）

日本人で、外国で生活している者⇒ドイツ被害者補償法（×）

⁸ この段落と詳細な情報については以下を参照：

<http://www.masgf.brandenburg.de/cms/detail.php/bb1.c.186547.de?highlight=Antrag+auf+Grundsicherung>

B. 法定事故保険 (Gesetzliche Unfallversicherung)

ドイツでは、法定事故保険がドイツ社会保障制度の一翼を担う。その目的は特に「労災」予防であるとともに、保険事故が生じた場合には、被保険者の健康を回復することである。法的根拠は、社会法典第7編である。事故保険者は、職業協同組合と事故金庫である。社会法典第7編第114条第1項を参照されたい。

1. 事故金庫 (Unfallkasse)

非常事態におかれた他者を助け、それにより損害を被った者は、法定事故保険により補償する。（社会法典第7編第2条第1項13a文）

例：日本から来た観光客が、スリを目撃し、スリの被害者を助けようとした。そのため犯人がこの日本人観光客を攻撃し、傷害を与えた。

2. 職業協同組合 (Berufsgenossenschaft)

被保険者が、保険の適用範囲の行為との関連において犯罪の被害者となった場合には、労災とみなされる。従って、被害者は法定事故保険からの給付請求権を有する。そこには医療給付のみならず、賃金の継続給付あるいは金銭による補償給付（傷害手当、被傷害者年金、遺族年金）も含まれる。

例：日本人がデパートの店員として勤務している。強盗により、この日本人が殴り倒され、頭に怪我をした。

III. その他の第三者からの支援

A. 連邦司法庁

過激主義に基づいた攻撃の被害者を補償するため、ドイツ連邦議会は、国家予算にそのための資金を計上する立法を行った。これは苛酷状況に対する国による任意給付であり、法的請求権はない。

過激主義に基づいた攻撃とは、特に極右、反外国人、反ユダヤ、イスラム過激派、極左の動機によってなされた、身体に対する傷害行為である。また、重

大な脅迫や名誉棄損によっても構成要件は満たされ得る。単なる物損（例えば「かぎ十字」の落書き）においては給付されない。

申請権者は、そのような攻撃の直接の被害者および遺族である。又同等に、過激主義に基づいた第三者への攻撃時に、緊急援護者として防御にあたった者が、健康上の障害を被った場合にも申請権者となる。

補償は申請を通じてのみ給付される。申請は、以下のウェブサイト上で入手可能な申請用紙を用いて行わなければならない。

https://www.bundesjustizamt.de/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/Formulare/Uebersicht_node.html

詳細については、以下を参照されたい。www.bundesjustizamt.de

B. 被害者支援組織（ドイツ）

ドイツには、多くの犯罪被害者支援組織がある。その殆どが比較的小規模（フルタイム雇用の勤務者が3人以下）で、地域を限定して活動している。多くは公的な助成を受けており、通常は、被害者に金銭的な支援を与えられる状況はない。そのような組織の活動内容は、第一義的には、加害者に対する刑事手続に関連して、被害者への介添えや助言を与える人的支援である。

ドイツ全土で活動する最大の組織が、Weisser Ring e. V.（「白い輪」）である。この団体はドイツの各州に事務所を構え、被害者を多様な形で援助している。例えば、貧しい被害者が申請すれば、例えば他の住居への引っ越しに援助を与えたたり、疾病金庫がカバーしないセラピー等も負担する。また湯治療法コストの一部や、葬儀費用の負担援助も行うことがある。さらには、金銭的な即時支援も行う。

詳細については以下を参照されたい。<https://weisser-ring.de>

C. 被害者支援組織（EU）

EUにおける被害者の権利に関する情報と、その行使については、EU司法サイトおよび被害者支援を行う Victim Support Europe に詳しい。

1. EU 司法ポータルサイト

EU 司法ポータルサイト上には、EU 内の法律上の問題にかかる有用な情報が掲載されている。例えば、裁判所への訴えの提起、裁判費用補助、被害者の権利等について詳しい。https://e-justice.europa.eu/content_victims_of_crime-65-de.do

とりわけ、被害者に対し、刑事手続上の権利や補償を受ける権利を付与する、現行の各 EU 指令について注意を喚起している。

以下においては、国境を越えた場合の事件に関わる情報が、ほぼ全 EU 加盟国言語で提供されている。

https://e-justice.europa.eu/content_rights_of_victims_of_crime_in_criminal_proceedings-171-de.do?clang=de

有用な検索機能としては、“Find a Lawyer”（弁護士を探す）がある。各加盟国で登録された弁護士を検索することが可能である。

https://e-justice.europa.eu/content_find_a_lawyer-334-en.do

2. Victim Support Europe (欧洲犯罪被害者支援)

Victim Support Europeのサイトは、暴力被害者に対して包括的な情報を提供。<http://victimsupport.eu> このサイトは、実際的な側面に目を向けたものである。

特に、このサイトでは、全EU加盟国におけるパートナー機関の仲介を重点的に行う。<http://victimsupport.eu/help-for-victims/find-help/>

EU加盟国について（またロシアと米国についても）検索し、各国の公的機関又は支援組織の名前や所在地を入手することができる。

同サイトは、被害者のための手引きを公開している。
<http://victimsupport.eu/help-for-victims/practical-advises/>

加えて、被害者の示す心理的、社会的、肉体的なリアクションについて考察し、助言も掲載している。<http://victimsupport.eu/help-for-victims/being-a-victim/>